

令和6年10月以降、 指導監督基準を満たさない認可外保育施設は、 保育料無償化の**対象外**となります

幼児教育・保育の無償化の対象となる認可外保育施設は、国が定めた基準（認可外保育施設指導監督基準）を満たすとともに、川口市から無償化対象施設として「確認」を受ける必要があります。

ただし、無償化制度の開始（令和元年10月）から5年間（令和6年9月30日まで）は、経過措置として、原則、基準を満たしていない施設についても「確認」を受けていれば、無償化の対象とされており、川口市においても、この経過措置に従って無償化を行ってまいりました。

経過措置の終了に伴い、指導監督基準を満たしていない認可外保育施設（**指導監督基準を満たす旨の証明書の交付を受けていない施設**）を利用している場合、**令和6年10月以降は保育料無償化の補助（施設等利用給付）を受けることができなくなります**ので、ご注意ください。

【無償化の対象となる認可外保育施設】

期 日	対象となる条件（認可外保育施設）
令和6年9月30日まで	①市区町村の「確認」を受けた施設
令和6年10月1日以降 ※①と②の両方を満たす必要あり	①市区町村の「確認」を受けた施設 ②認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付を受けている施設

※ご利用（または利用予定）の施設が基準を満たし、証明書の交付を受けた施設であるかについては、**施設に直接お問い合わせいただくか、もしくは市ホームページをご確認ください。**

こちらからも
アクセスできます↓



※保育料無償化の補助（施設等利用給付）を希望する方は、川口市から保育の必要性の認定（子育てのための施設等利用給付認定）を施設の利用開始前に必ず受ける必要があります。

【問い合わせ先】

- 認可外保育施設指導監督基準に関すること
川口市子ども部保育運営課 指導係 TEL：048-258-4098（直通）
- 幼児教育・保育の無償化の対象となる施設について
川口市子ども部子ども総務課 施設認可係 TEL：048-271-9457（直通）
- 無償化の申請手続き及び無償化の制度に関すること
川口市幼児教育無償化事務センター TEL：048-259-9043（直通）